

育児・介護休業法改正案に対する修正案について

修正案の内容

1 期間雇用者の育児休業及び介護休業の申出要件の緩和

期間雇用者の育児休業及び介護休業の申出要件を緩和し、休業申出時点で雇用期間が6か月以上であれば休業の申出を可能とする（現行：雇用期間1年以上）。

2 母子家庭及び父子家庭についての育児休業期間及び子の看護休暇の延長

- ・育児休業を子が1歳6か月に達するまで可能とする（現行：1歳（保育所待機等の場合は1歳6か月））。
- ・看護休暇を1年間に10日（子が2人以上の場合は20日）まで取得可能とする（政府案：1年間に5日（子が2人以上：10日））。

※現行法及び政府案には、母子家庭及び父子家庭についての特例措置なし

3 父母がともに育児休業を取得する場合の特例期間の延長

父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳6か月に達するまで取得可能とする（政府案：1歳2か月）。

4 育児休業中や休業後の労働条件等の明示の義務化

育児休業又は介護休業を申し出た労働者に対して、①休業中の待遇、②休業後における賃金等の労働条件等を書面で明示することを事業主の義務とする（現行：努力義務）。

5 所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置の対象の拡大

所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置の対象となる労働者を小学校就学前の子を養育する労働者まで拡大する。（政府案：3歳まで義務、小学校就学前まで努力義務）

6 始業時刻変更等の措置の義務化

始業時刻変更等の措置を小学校就学前の子を養育する労働者に対する事業主の義務とする（政府案：努力義務）。

7 施行期日の変更

紛争の解決、公表及び過料に係る規定は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（政府案：1年を超えない範囲内）。

※ 暫定措置 常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、1、4、5及び6は適用しない。